選択的夫婦別姓制度に関する審議を求める意見書

近年、夫婦が希望に応じて結婚前の姓を維持できる選択的夫婦別姓制度の導入を望む声が高まっている。内閣府調査や各種世論調査において選択的夫婦別姓制度に賛成する割合は反対の割合を上回り、地方議会においては国に対して導入を求める意見書の採択が加速している。また、日本経済団体連合会は希望すれば、不自由なく自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、導入に関して政府に提言した。

この背景には個人のアイデンティティーや多様な家族観を尊重する意識の広がりがある。

最高裁は 2015 年に続いて 2021 年にも夫婦同姓規定自体は合憲とする判断を示す一方で制度のあり方については「国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならない」と民法の見直しを国会に委ねている。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から世論の動向や司法の判断趣旨も踏まえた上で選択的夫婦別姓制度の議論を進めることは国の責務と考える。

よって、北方町議会は国会及び政府に対して選択的夫婦別姓に関する法制度について審議を推進するよう求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年１２月１２日

岐阜県本巣郡北方町議会